

新型コロナウイルス感染拡大に関わって「現場からの声」を使用者に伝えました

組合は、新型コロナウイルス感染症対策等により教職員の就業、教育・研究活動への配慮、また医療職員への特段の措置を求めるため、4月中旬から組合員の皆さんのお困りのことやご要望などを集約して、その「現場の声」を使用者に要望しました。要望の中には、使用者が迅速に改善したものもありますが、いまだ解決されていないものもあります。しかし、使用者が積極的に学生や教職員にとって安全な環境を整えているのも事実です。熊大は教職員及び学生の感染予防のために様々な3密回避策等を講じて徹底し、6月1日から職員の在宅勤務の緩和、学生の対面授業の開始（教養教育は第2タームから、各学部・大学院は個別に判断）、学内・学外のイベント等への参加自粛の解除を決定し通知しています。

それでも、現状のような状況では特に皆さんの声一つ一つが貴重な意見です。皆さんの声をきちんと使用者に届け、使用者と、同僚と、学生と、また地域の皆さんと力を合わせ、共に安全で安心な「熊本大学」を取り戻していきましょう。

要望① 十分なマスクの支給を！

「使い捨てマスクが購入できず、何回も洗って使用している」、「マスクを新しく入手したい！」組合員さんからの要望で一番多かったのは、このようなマスク不足についてです。その現場の声にできる限り応えたいという2019年度執行部の思いから、4月22日に緊急の四役会議（メール会議）を開催し、全ての組合員に各5枚のマスクを早急に配布することを決定しました。5月11日から順次配布しましたが、お手元にきちんと届きましたでしょうか。受け取られた組合員の皆様から執行部には、「大事に使用します。」「国のマスク到着前の組合の心遣いに元気が出ました。」などの喜びの声が届きました。また、マスク配布の情報をきっかけに非組合員さんから組合についての問い合わせがありました。この取り組みが皆様への一助および組合活動を周知するきっかけになりましたことを心より嬉しく思います。

要望② 「特別有給休暇」：子どもの対象施設の拡大を！

「新型コロナウイルス感染または感染の疑いがある場合等の職員の勤務時間の取扱いについて」は、学長通知(2020.2.25)にて臨時的措置とする「特別有給休暇」の適用を認めました。しかし、適用となる臨時休業の学校等には、特別支援学級（中学校から高等学校過程まで）に通う子どもが対象になっていません。そのため、「特別有給休暇」申請の適用対象を拡大して欲しいという要望が組合に寄せられました。組合は、熊大使用者にこの要望を問い合わせていましたが、4月17日に行なった組合への情報提供の席上で申請対象を拡大することを説明しました。申請の対象外として有給休暇を取得されていた方は、3月2日（月）に遡って「特別有給休暇」に振り替えることが可能です。

要望③ 在宅勤務の徹底を！

「職員が在宅勤務を希望した場合、部局の長等によって妨げられることがないようにして欲しい」、「妊婦さんや持病がある方が申請しやすいように通知文書に明記して欲しい」、このような杞憂を抱かれて在宅勤務に就かれた方々も多かったと思います。特に問題もなく在宅勤務が進められたようですが、それでも仕事の都合でどうしても労働時間外に勤務せずにはいられなかったということも漏れ聞きます。在宅勤務によって、たまった仕事に追われる日々を過ごす人もいるかもしれません。もし在宅勤務の新たな問題などがありましたら、組合に報告していただければ解決に向けて取り組んでいきます。

要望④ 安心して授業を行える環境の整備を！

感染状況に合わせるように、使用者は授業実施方法を変更し続けました。これが、教員の間には大きな混乱を生じさせたことは事実です。「5月7日からオンライン授業が開始されるが、講習会を受けても対応できるか分からない」、「個別に相談・指導する必要があるため、設定の方法や問合せ先を広く周知すること」、と新しい手法を学習し課題を準備しても、払拭できない多くの不安を持ったまま、授業開始となった教員も多くいたようです。6月から一部対面授業が解禁され学生も授業に参加できるようになりました。これも偏に職員の方々の努力のおかげです。しかし、感染第二波が示唆される中、梅雨や真夏日が訪れます。大雨の時に「3密」は回避できるのか、冷房は使用できるのか、といった問題もあります。組合は慎重に現行の問題を把握し改善を進めていきます。

要望⑤ 安全を最優先にした会議の開催を！

会議の開催方法についても当然のように懸念する声（「不急の対面による会議を中止するか、またはビデオ会議などの利用を早急に整備して行なうべきだ」、また「感染防止策の方針を早急に示して欲しい」）が届きました。6月からは徐々に通常の形態で会議が行なわれていくことになりました。その際、感染防止が確約され安心して会議に出席できるように、組合は注視していきます。

要望⑥ 医療従事者に危険手当の支給を！

ある組合員は「新型コロナウイルス関連する業務に従事する場合は、特別な危険手当の支給を検討してもらいたい」と強く要求されました。熊大病院に勤務されている医療従事者の方々への支援は、社会を危険から守るためにも何よりも重要です。病院での感染が多く発生している中、勤務されている方々の心身の健康は勿論のこと、労働環境労働時間についても問題がないか確認が必要です。

組合では今後も引き続き皆様からのご要望を募集しています。お困りのことは組合事務所にご連絡ください。法律問題のご相談は、組合が顧問契約している法律事務所をご紹介します。初回の相談費用は組合が補助しています。お仕事上または個人のお悩みをお気軽にご相談ください。

組合活動の再開について

組合は、『赤煉瓦』No.19(2020.4.23)でお知らせしましたが、4月末から全ての取り組みを縮小し、予定していた活動日程を1ヶ月延期しました。日常を取り戻しつつある情勢から、組合は感染と安全に十分に配慮し、6月から活動を段階的に再開することにしました。しかし、今後の状況によっては、活動を変更する場合がありますので、ご理解をいただけましたら幸いです。

	熊本大学教職員組合	
	No. 20 2020. 6. 12	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/